

## 訂正発行者情報

【表紙】

【公表書類】

訂正発行者情報

【公表日】

2024年10月18日

【発行者の名称】

アクセリア株式会社  
(Accelia, Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 牧野 顕道

【本店の所在の場所】

東京都千代田区麹町三丁目3番地4

【電話番号】

03-5211-7750 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 高橋 裕次

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2024年10月31日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

アクセリア株式会社

<https://www.accelia.net/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 1 【訂正発行者情報の公表理由】

2024年9月27日付で公表いたしました発行者情報の記載事項のうち、「第一部【企業情報】」の第5【発行者の状況】の記載内容の一部を訂正するため、訂正発行者情報を公表するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

## 3 【訂正事項】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

<訂正前>

### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権（2016年6月29日定時株主総会決議及び2016年7月11日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数(個)	69	<u>6,900</u>
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69(注)1	6,900(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,500(注)2	505(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年7月14日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 50,500 資本組入額 25,250	発行価格 505(注)3 資本組入額 253(注)3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左

<訂正後>

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権（2016年6月29日定時株主総会決議及び2016年7月11日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	69	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	69（注）1	6,900（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,500（注）2	505（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年7月14日 至 2026年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 50,500 資本組入額 25,250	発行価格 505（注）3 資本組入額 253（注）3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当 を受けた新株予約権者におい て、これを行使することを要 する。 ②新株予約権発行時において当 社又は当社子会社の取締役及 び従業員であった者は、新株 予約権行使時においても、当 社又は当社子会社の取締役及 び従業員であることを要す る。ただし、任期満了による 退任、定年退職その他正当な 理由がある場合はこの限りで はない。	同左

<訂正前>

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会決議及び2018年7月9日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	65	<u>6,500</u>
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	65（注）1	6,500（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2	500（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2020年7月11日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500（注）3 資本組入額 250（注）3

新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

<訂正後>

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第11回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会決議及び2018年7月9日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	65	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	65（注）1	6,500（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2	500（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2020年7月11日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500（注）3 資本組入額 250（注）3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左

代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

<訂正前>

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第12回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会決議及び2019年3月11日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	5	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5（注）1	500（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2	500（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2021年3月13日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500（注）3 資本組入額 250（注）3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

<訂正後>

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第12回新株予約権（2018年6月27日定時株主総会決議及び2019年3月11日開催の取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5(注)1	500(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	500(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2021年3月13日 至 2028年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500(注)3 資本組入額 250(注)3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—